

市議会議員等がPCR検査等を受ける場合の対応

議員及び議会事務局の対応

感染判明前の対応

感染判明後の対応

災害対策等支援本部

対象議員(事例の発生)

- 本人に疑い症状がありPCR検査を受ける、または本人が濃厚接触者となりPCR検査を受ける場合
- 家族に疑い症状がありPCR検査を受ける、または家族が濃厚接触者となりPCR検査を受ける場合

※該当議員は外出を自粛する。

小規模消毒の実施

議会事務局

(土・日・祝日の場合
…緊急連絡網により事務局長へ)

必要箇所を消毒。
※必要物品は資産管理課が提供
※当該議員の退庁から72時間以上経過していれば実施しない。
※判明している残存期間は、エアロゾルが3時間、プラスチック・ステンレスが72時間、銅が4時間、段ボールが24時間。

- ①事務局職員は別紙1により事務局長へ報告する。
- ②事務局長は議長、副議長と協議のうえ、議会棟(議場、事務室等)の消毒を実施する。

議長(本部長)
副議長(副本部長)

議会事務局長

PCR検査

執行部

- ①事務局長は、別紙1により議長、副議長へ報告する。
- ②事務局長は、概要を執行部へ連絡する。

議会事務局

感染の判明

事務局長は、議長、副議長に検査の結果を報告。
※必要に応じ別紙1に追記して使用する。

※家族に陽性が判明した場合は、本人が濃厚接触者となり、PCR検査を受検することになる。その場合も本フローの対応に準ずる。

議長(本部長)
副議長(副本部長)

議会事務局長

議員
(陽性の場合)

執行部

※代表者会議
開催
有無の決定

※事務局長は陰性・陽性に関わらず執行部へ連絡する。

- 陰性の場合
事務局長は、議長、副議長に報告し終結。
- 陽性の場合
 - ①事務局長は、議長、副議長に報告するとともに各議員へ連絡する。
 - ②保健所の調査・指導を踏まえ代表者会議開催や消毒の必要性等について協議する。

消毒の実施

市民へ情報提供

「鶴ヶ島市庁舎勤務職員等が新型コロナウイルスに感染した際の庁舎消毒作業マニュアル」に準じて消毒を実施する。